国会第二十一回 参議院地方行政委員会会議録第四号

昭和三十年一月二十四日（月曜日）午前十一時十三分開会

委員の異動

十二月二十四日委員松浦定義君辞任につき、その補欠として須藤五郎君を議長において指名した。

一月十九日委員永井純一郎君辞任につき、その補欠として森下政一君を議長において指名した。

一月二十三日委員森下政一君及び若木勝蔵君辞任につき、その補欠として永井純一郎君及び秋山長造君を議長において指名した。

本日委員永井純一郎君辞任につき、その補欠として森下政一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長　中田　吉雄君
理事　伊能　芳雄君
　　古池　信三君
　　館　哲二君
委員　伊能繁次郎君
　　長谷山行毅君
　　松岡　平市君
　　片柳　眞吉君
　　小林　武治君
　　加瀬　完君
　　秋山　長造君
　　森下　政一君
　　寺本　廣作君
　　須藤　五郎君

衆議院議員　公職選挙法改正に関する調査特別委員長　久保田鶴松君
国務大臣　国務大臣　西田　隆男君
政府委員　自治政務次官　安藤　覺君
事務局側　常任委員会専門員　福永与一郎君
　　常任委員会専門員　伊藤　清君
衆議院法制局側　参事（第一部長）　三浦　義男君
説明員　自治庁次長　鈴木　俊一君
　　自治庁選挙部長　兼子　秀夫君

本日の会議に付した事件

○公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（衆議院提出）

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

○地方行政の改革に関する調査の件（競輪、モーターボート等の施行認可に関する決議案）

○委員長（中田吉雄君）　ただいまより地方行政委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題といたします。

まず公職選挙法改正に関する調査特別委員長久保田君より提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員（久保田鶴松君）　ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の提案理由について御説明いたします。

先国会におきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会より提出し、すでに公布されました公職選挙法の改正に関連いたしまして、公職選挙法の規定を準用または引用しております地方自治法、政治資金規正法、漁業法、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、農業委員会等に関する法律及び町村合併促進法の関係条文の事務的な整理を行う必要があるのであります。

さらに現行法によれば、衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県の議員の選挙においてその選挙の期日が公示または告示された後に、市町村の廃置分合または境界変更等が行われますと、選挙の最中に選挙区に異動を生ずることとなりますが、このようなことは、選挙の公正を確保するためには、ぜひ避けるべきものと思います。しかして、現にかかる事態の発生が予想されますので、特別の規定を設け、選挙の期日の公示または告示の日以後選挙の期日までの間は、選挙区に異動を生じないように措置する必要があるのであります。

以上が本案の提案の理由であります。何とぞ満場一致御賛成あらんことを希望する次第であります。

○委員長（中田吉雄君）　何か補足的な説明がありますか。

○衆議院法制局参事（三浦義男君）　私から、ただいま委員長から御説明がありました法律案に関しまして、その内容のおもな点につきまして御説明申し上げたいと思います。

公職選挙法が先般成立いたしまして法律として公布されまして、それに伴いまして、いろいろその改正法を準用いたしておりましたり、あるいはそれを引用いたしておりましたりする法律等がございますので、それを整理いたしますることが必要でございまして、この前の公職選挙法の改正と同時にやるべきであったかもしれませんが、時日等の関係でそれができませんでしたので、今回この提案を見るに至ったわけでございます。もちろんこれらの準用あるいは引用しております法律等の整理法は三月の一日から施行になることになっておりますので、それまでの間に条文等の整理をいたしますればいいわけでございまするので、今回の提案となった次第でございます。

内容といたしましては、地方自治法、政治資金規正法、漁業法、それから国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、町村合併促進法、それから農業委員会等に関する法律等につきましてその整理をいたしますとともに、さらに附則におきまして公職選挙法の一部を改正することといたしまして、たとえば衆議院の選挙につきましては、その選挙の期日が公示または告示後におきまして、市町村の境界変更等によりまして選挙区の異動が行われるというような場合におきましては、その選挙が済むまでの間はそれを変更しないというような措置を講じようというわけでございまして、それは衆議院の選挙の場合、参議院の地方選出議員の選挙の場合、都道府県の議会の議員の選挙の場合等、選挙区の定めあるものにつきまして、さような措置を附則第五項においてとっておるわけでございます。たとえば整理法の方では第一条に書いてございまする地方自治法の一部改正の場合におきましては、たとえば地方自治法の九十三条の第二項中におきまして、公職選挙法の二百六十条第一項及び第二項というように引いておりまするが、それはこの前の改正によりまして項がなくなりましたので、二百六十条と改め、さらにたとえば百十八条中におきまして、公職選挙法の六十八条の第一項を引用しておりますが、これは前は二項がありましたから第一項としておりましたが、二項がなくなりましたので六十八条と改めるというようなことでございます。

それからたとえば政治資金規正法におきましては、公職選挙法の「百九十九条各号に掲げる者（同条但書の規定に該当する場合を除く。）」というように引用してございまするが、これも各号がなくなりまして、また但書もなくなりましたので、「第百九十九条に規定する者」と、こういうように改めたわけでございます。

漁業法、その他これら一連の法律等大体さようなことでございまして、実

質的な内容の変更というよりも、引用しております、あるいは準用しております条文の整理に伴う全くの整理でございます。それと同時に読みかえ規定等につきましても同様なことがございますので、整理をいたしましたのが大体の骨子でございます。

それから最後の附則におきましては、この法律は、昭和三十年の三月一日から施行することにいたしまして、ただし衆議院の選挙に関しましては、「同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。」ということにいたしまして、前の公職選挙法改正の場合の附則と同様の措置をとったわけでございます。二項、三項、四項と同様の経過措置でございます。

それから五項につきましては、私がただいま申し上げましたような趣旨におきまして、選挙区の選挙期間中における特例を定めました次第でございます。

大体以上概要を御説明申し上げました。

○委員長（中田吉雄君）　では、御質疑がありましたらお願いいたします。

○伊能芳雄君　まず政府に伺いますが、昨年の臨時国会のときに大体事務当局ではこの成案を得ておった。そこでわれわれはこのことがぜひ必要であるから、自然休会に入る前に成立するように準備して努力しろということをこの委員会でも言ったのでありまするが、ついに政府は自然休会まで出さないで今日に至ってこういう案を出した。なぜそれを出せなかったか、政府の考えを伺いたい。

○説明員（鈴木俊一君）　ただいまの点でございますが、これは前国会衆議院の方の御提案で、公職選挙法の改正が成立いたしましたわけでございまして、従来とも公職選挙法の改正に伴います他の関係法律の整理法につきましては、いわゆる衆議院の方で御提案になり、御議決になるというのが慣例になっておりまするので、また本法の改正がそういうことに相なっておりますから、そういう従来の慣例に従うのが政府としては適当ではないかと、こう考えて、衆議院の方ともそれぞれ連絡をいたしました上で、決定案を待っておったような次第でございます。

○小林武治君　この附則の五の適用を受けると予想されるようなものがあるかどうか、伺っておきたい。

○衆議院法制局参事（三浦義男君）　数件ございますが、内容につきましては、自治庁の方で調べておりまするから、その方から説明をしていただく方が適当かと存じます。

○説明員（兼子秀夫君）　衆議院議員の選挙区の特例に該当いたしますのは、今調べましたところ、二月一日に合併の告示がされております のが岐阜県で二件、大分県で一件、合計三件ございます。それから二月の十一日に埼玉県で一件、それから茨城県で一件、合計二件ございます。それから二月の二十一日に該当いたしますものが、茨城県で一件ございます。あとは三月一日のが一件ございますが、新聞等の伝えておりますところによると、三月のものは該当いたさないというふうに考えております。

○小林武治君　なお、政府側に伺っておきたい。大臣からお聞きしたいが、もしこの案が成立をしないという場合には、この附則五の関係はどういうふうになるかを伺っておきたい。

○説明員（鈴木俊一君）　この選挙区の区域が選挙の公示後に変動を生ずるということになりますると、選挙手続をそれぞれ執行中の途中において変動を行わなければならない、こういうことになりまするので、公示の当初からそのことを含んで、選挙手続の執行上、処理ができまするもの、裁量の余地がありますものは変動しても支障がないように処理できるのでございまするけれども、裁量上如何ともなしがたいようなものにつきましては、やはりこれはどうしても立法上の処置を講じないと選挙執行が円滑に参らない、むしろ不可能であるということが言えるのではないかと思うのでございます。いろいろ問題がございますが、たとえば立会演説会でございますけれども、これは選挙区の一部が隣の選挙区に移る、こういうようなことになるわけでございますが、これは選挙の立会演説会の計画を作ります場合に、市町村ごとに作っていきます際に、異動を予想されまする市町村をあと回しにするということにしますれば、どうやらやりくりはつくかと思うのであります。またこの選挙公報の掲載の申請というようなことにつきましても、これは期日前十五日となっておりますが、今の二月の二十一日に施行するというようなものにつきましては、そこいらひっかかってくるわけでございますが、しかしこれは当初から自分の属する選挙区の選挙長のほうにいくということで、これは何とかやれると思うのでございますが、困りますのは、やはり候補者の氏名の掲示の公営であります。これは選挙期日前十日前から市町村で掲示をいたさなければならぬのでございますが、その際に、たとえばいまの二月二十一日から選挙区の区域が変ると、こういうような場合におきましては、選挙期日前十日の途中において掲示すべき候補者の氏名を変えなければならぬ。しかもこの掲載の申請期限がその前に行なわれておるのでございますから、もうなんとも動かしようがない、こういうようなことになりますので、運用上処理のできまするものは、多少不便はございましても、そういうように処理できますが、氏名掲示のようなものになりますと、どうしても、何らか政令で特例を設けるにいたしましても、立法上の根拠が要るのじゃなかろうかというふうに考えますので、やはり選挙公示後に選挙区の変動が生ずるということは、どうしてもこれは避けるように立法上の処置を願いたい。そうでないと、選挙執行上いろいろの混乱を起しますし、それがひいて、選挙訴訟、当選訴訟の原因にもなるというふうに考えるのであります。

○小林武治君　何か解散の関係もあって、政府が、この法案がもし通過しないい場合には、緊急集会を求めるというふうに流布されておるのであります。その点は、あなたに聞くのも無理かもしれぬが、大臣かわって一つお答え願いたい。

○政府委員（安藤豊君）　ただいまの御質問でございますが、もしこの法案が通過、成立いたしませんような場合がございますと、ただいま次長より御説明申し上げたような事態も生じまするので、やむなく緊急集会をお願いしなきゃならぬというようなことに相なろうかとも存じられます。

○小林武治君　その点は、私どもまだよく研究しておりませんが、緊急集会で処置できると、こういうような解釈になっておりますか、政府の考え方は。

○説明員（鈴木俊一君）　衆議院の方で御送付になりましたこの法案の中には、ただいま小林委員から御指摘のありました選挙区の問題のほかに、たとえば地方自治法、その他の法律で公職選挙法の法律を引用しておりまするものを、公職選挙法の改正が三月一日から、全面的に施行になりますので、変更した条文を、引用しなければ、ならぬのに、それがそのまま残っておるということになりますと、たとえば、市町村長等のリコールがこの期間中に行われるということになりまするると、適用すべき条文を動かすことができない、こういうようなことになりまして、そういう点からもどうも非常に困ってくるわけでございます。それら両様の点に関しまして、やはり法律の執行ができないということに相なりますなれば、これは緊急の要件をみたすものとして、何らかの措置をお願いしなければならぬのじゃないかと、これは事務的に私ども考えております。

○小林武治君　今の点は、大臣か内閣か、そういうところでお話し合いがあったか、お聞きになっておりませんか。

○政府委員（安藤豊君）　御質問でございますが、その点につきましては、詳細な打ち合せはいたしておりませんけれども、大体本委員会において通過成立さしていただけるもの、という気持に

おきまして、成り行きを眺めておりますが、大臣にはこの旨を事務当局からお耳にだけ達しておいたことはございます。

○小林武治君　私どもとしては、ああいう説が流布されるということは、非常にどうかというふうに思っておる。これは政府に責任がないかもしれませんが、私はあえてお詫びをしたわけでございます。しかし私が理解するところによると、もし通らなければ緊急集会もやむを得ないというふうな考え方を政府がしておるというふうに了解して差しつかえありませんね。

○政府委員（安藤奎君）　万々さようなお考えられます。それからちょっと今の点をさらに補足して申し上げますと、知事の選挙につきましては県の知事の選挙でございますから、その区域が変動すればやはりその変動した区域でどうしても選挙をやらなければならぬ。県会議員、衆議院議員あるいは参議院議員につきましては、たまたま選挙区がとられておりますが、その選挙区はその選出上の便宜のためにとられておるので、これはその区域が変ったれば変える、こういう便宜手段を公職選挙法の原則としてとられておるわけであります。それが選挙期間中変っては困るという特例を今度作ろう、こういうわけであります。市町村長とか知事とかというものにつきましては、選挙区という観念が単一の選挙でございますからあり得ない、団体の区域が変更すればその団体の長でありますから、その変更された区域においてこれは当然選挙を行う、こういうことになろうと思います。

○伊能芳雄君　それはもちろん選挙が始まって、告示があって、そういう境界の変更があっては困るから、今これを扱っておるので、区域がきまっておるからということだったら、今参議院の区域などは県単位になっておりまして、知事の選挙と同じ区域になるわけであります。参議院の問題を考えるなら、当然知事の選挙の場合も同じような問題が起るということがあるのではないかと思います。選挙期日の告示の後にそういう町村合併が行われるというと、参議院の問題と同じ問題が起る。十五条の二の問題と同じ問題が起るのじゃないか。

○説明員（鈴木俊一君）　これは十六ページの二項にございますように、参議院の地方選出議員の選挙につきましては、同様に都道府県の境界の変更があれば、原則をそのまま適用すれば変るのでありますけれども、特に変らないというような同じような趣旨の規定を置いておるわけであります。これに反して都道府県の議会の議員の選挙は、都道府県の区域内の選挙区の境界に変更があれば、これは変えない、こういうふうにしてありますが、しかし都道府県の境界にわたって選挙区の区域の変更があれば、それは団体の意思機関を選ぶわけでありますから、その団体の区域が変動すれば当然それに応じてやはりそこの者も選挙権を持たなければならぬわけであります。従ってその場合は第三項に「（都道府県の境界にわたるものを除く。）」とこう書いてあるわけで、従ってそういう場合は当然に変って来る、こういうことになるわけでございます。

○委員長（中田吉雄君）　ほかに御質問ございませんか。――別に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中田吉雄君）　御異議はないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら、討論中にお述べを願います。

御発言がないようですから、それでは採決に入ります。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決をいたします。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を衆議院提出案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中田吉雄君）　全会一致でございます。よって公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、衆議院提出案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によってあらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになっていますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中田吉雄君）　御異議はないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされる方は順次御署名願います。

多数意見者署名

伊能　芳雄　　長谷山行毅
伊能繁次郎　　吉池　信三
寺本　廣作　　加瀬　完
秋山　長造　　片柳　眞吉
館　哲二　　小林　武治

○委員長（中田吉雄君）　御署名漏れはございませんか。――御署名漏れはないものと認めます。

○委員長（中田吉雄君）　それでは次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず公職選挙法改正に関する調査特別委員長久保田鶴松君より提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員（久保田鶴松君）　ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

御承知のごとく、昭和二十六年には地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が制定公布せられ、市町村の選挙は同年四月二十三日、都道府県の選挙は同年四月三十日に行うことに法定され、全国のほとんどすべての地方公共団体において一斉に選挙が執行された次第であります。従いまして、別段の事情がある場合のほか、大多数の地方公共団体におきましては、その議会の議員及び長の任期は、本年四月または五月をもって満了することになりますので、これらの選挙の期日を統一することによって、選挙執行の円滑をはかり、あわせて選挙執行経費の節減に資することといたしたいと考えるのであります。

この法律案の内容の骨子は、この法律の施行の日すなわち一月二十五日から今年五月二十日までの間にその任期が満了することが予想されている都道

府県及び五大市の議会の議員及び長の選挙は四月二十三日に、市町村の議会の議員及び長の選挙は四月三十日に、それぞれ同時に行うことにいたしております。

さらに、本法案施行の日すなわち一月二十五日以降告示の期日の前日までの間に地方公共団体の議会が解散され、もしくは再選挙、補欠選挙等の場合において、議員、当選人がすべてない場合、あるいは地方公共団体の長が欠け、もしくは退職を申し出た場合においても本法案が適用され、それぞれただいま申し上げました期日に選挙を行うことにいたすことにいたしました。ただ、町村合併促進法の規定によってその任期を延長している市町村の議会の議員の選挙については、その任期が右の期間内に満了することとなる場合は、関係町村の協議の趣旨を尊重して、その選挙期日を統一しないこととし、その他この法律で定める選挙の期日の告示の日から今年五月二十日までの間に、町村合併が行われるような場合にその関係町村で行うべき選挙について若干の除外措置を講じております。

なお、都道府県で行う選挙と五大市で行う選挙とを同時に行うこととしたために、四つの選挙を同時に行うことになりますが、さらに教育委員の補欠選挙等をあわせて行う場合におきましては、種々の困難も考えられますので、かような場合におきましては、教育委員の選挙を同時に行うことを要しない旨の除外例を設けることといたしました。

以上きわめて簡単に本法律案の提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ御賛成あらんことを希望する次第であります。

○委員長（中田吉雄君）　補足的な説明をお願いします。

○衆議院法制局参事（三浦義男君）　私からただいま委員長から提案になりました法案の各条につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一条は、任期満了等による選挙の期日の特例の規定でございまして、大体任期満了等による選挙につきましては、かように考えております。今年の四月二十三日に行いまする選挙と四月の三十日に行いまする選挙との二つのグループに分けて考えておりまして、四月の二十三日に行いまする選挙は、都道府県及び五大市の地方選挙であります。それから四月の三十日に行いまする選挙は、五大市以外の市及び町村の地方選挙でございます。この組み合せにつきましては、いろいろな御意見もあるかとも思いますが、衆議院におきましては、都道府県と五大市をさきに行うことが適当であろうというようなわけで四月二十三日、五大市以外の市及び町村を四月の三十日とすることに本案ではなっておるわけでございます。

それからその選挙につきましては、期間はこの法律施行の日から五月の二十日までの間に任期が満了いたしまする議会の議員の選挙、あるいは長の選挙を一緒に、先ほど申し上げました期日に行うことになっておるわけでございまして、施行の日につきましては、附則の第一項で書いてございまするが、一月の二十五日から施行することにこの法案がなっておりますので、一月二十五日から五月二十日までの間に任期満了を伴いまする地方選挙を四月二十三日と四月三十日に行うという結果になるわけでございます。一月二十五日となっておりますのは、できるだけ早い機会にこの法律を適用したほうがよかろうというようなことで、一月二十五日ということを一応この法案では予定してあるわけでございます。それから第一条の第二項におきましては、今申し上げました任期満了に伴いまする以外に、議員又は長につきまして、いろいろの事態によりまして、たとえば議会が解散されまして議員がなくなりましたり、あるいはその他の理由によりまして議員が全部なくなるに至りましたような場合、あるいは長が欠けましたり、長が退職の申し出をいたしました場合等におきましても、やはり同様の措置を講ずるのが適当であろうということで、二項にその旨を規定してあるわけでございます。

それから第二条は、第一条の原則に伴いまする例外でございまして、二条の一項、二項、三項と三つに分けて予定してございまするが、これらの場合に該当いたしまする場合は、私が一条でただいま申し上げましたような同時選挙は行わない、それぞれの町村の実情に応じまして、その町村自治の精神にのっとって選挙を行わせるようにしようというわけでございます。そして二条の一項は、町村合併促進法の規定の適用によりまして、町村合併等を行いまして引き続き在任することとなっておりまする議員の任期等が、先ほど申し上げましたような期間に満了するというような場合におきましても、それは同時選挙を行わないで、その自治体自体の話し合いによって行うということにしまして、本法律を適用しないということにしてございます。それから二項におきましては、先ほど申し上げましたような期間内に町村等が廃止になりました場合、あるいは廃止が予定されておりまするようなものにつきましては、たとえば吸収合併等によりまして、一方の町村が他にくっついてそれが廃止される、こういうような場合等におきましては、両町村間における実情に応じて選挙を行わせることが適当であろうと考えまするので、この法律を適用しない、こういうふうになっております。それから第三項におきましては、町村等の編入が行われました場合等でございまして、ある町村が他の市町村の全部もしくは一部の区域を編入いたしましたり、またはある一部の区域が他の市町村に編入されるというような場合におきましては、たとえ任期の満了等が、先ほど申し上げましたような期間内に予定されておる場合におきましても、この法律は適用しないことにいたしまして、そうしてそれらの選挙につきましては、編入による新しい選挙といたしまして、編入後五十日以内に議員の一般選挙または長の選挙を行う、かように考えてあるわけでございます。

それから第三条におきましては、ただいま申し上げましたような組み合せによる選挙が同時選挙である旨の規定でございまして、三条の一項におきましては、市町村の議員と長の選挙、都道府県の議員と知事の選挙は、それぞれいわゆる横の同時選挙と申しまするか、そういう横の同時選挙であるということを明らかにしたわけでございます。それから二項におきましては、第一条で説明申し上げましたように、都道府県と五大市の選挙が一緒に行われることがありますので、その場合は都道府県と五大市の選挙、いわゆる縦の選挙が同時選挙である旨を明らかにしたわけでございます。

第四条は、第一条によりまして行われまする選挙等の期日の告示の問題でございまして、四条の一号から五号までに掲げてございますように、たとえば知事の選挙につきましては、選挙期日が四月二十三日になりますると、その告示は三月の二十九日に行う。こういうように、その旨を法律上明定いたしましたわけでございます。その期間等は、公職選挙法においてきめられておりまするところの告示期間に従いまして明定いたしましたわけでございます。それから四条の二項におきましては、先ほど私が第二条の三項の後段につきまして、編入の場合につきまして申し上げました期日の告示の旨を規定いたしたわけでございます。

それから第五条におきましては、かような同時選挙が行われまする場合におきまする重複立候補の禁止でございまして、現在公職選挙法におきましても、八十七条でさような規定がございまするが、さような旨を特にここに明らかにしたわけでございまして、直接八十七条にひっかからない場合におきましても、やはり八十七条による重複立候補の禁止と同様とみなすという旨を二項に明らかにしたわけでございます。

以上のようなことによりまして、いわゆる同時選挙が行われまする場合におきまして、五大市等があわせて都道府県と一緒に選挙が行われることにな

りました場合におきまして、さらに教育委員等の選挙が、たとえば補欠選挙が行われるような場合がありといたしますると、選挙がきわめて重なって複雑になりますので、その場合におきましては、例外といたしまして、それらの教育委員の再選挙と補欠選挙を行わないでもいい旨を明らかにしたわけでございます。と申しますのは、教育委員の選挙は、それ自体の独立の選挙として行われるだけでなくして、他の地方選挙が行われる場合におきましては、その地方選挙とあわせまして教育委員の選挙を、いわゆる再選挙または補欠選挙を――その定数以上、たとえば定員が六人の場合は三人以上、定員が四人の場合は二人以上になった場合に補欠選挙を行わなければならぬという規定がございますが、同時選挙がありまする場合におきましては、それだけの欠員がない場合においてもあわせまして、いわゆる合併選挙として行い得る旨の規定がございますので、そういう意味におきまする特別措置を行い得る旨を規定したのが六条の趣旨でございます。

第七条におきましては、この同時選挙に伴いまして選挙が重なりました場合等におきまして、選挙の手続その他執行上につきまして、特に必要がある場合におきましては、たとえば届出期間等その手続等につきまして、期間をずらしてそれらを行うというようなことが適当である場合等もございますので、そういう特別措置を行い得る旨の根拠規定を置いたわけであります。

附則の一項は施行期日でございまして、一月二十五日から施行する。それから第二項におきましては、すでに選挙の期日を告示してあります地方選挙につきましては適用しないということになっておるわけでございまして、三項におきましては、四条で引用しておりまするところの第三十三条六項は、先般の公職選挙法の改正によりまして八項に変りまして、これは地方選挙については三月一日から施行することになっておりますので、現在はまだ六項として施行にはなっておりませんので、これらの読みかえ規定を置いたわけでございます。

大体以上がこの地方選挙の期日等の臨時特例に関する法律案の要旨でございます。

○委員長（中田吉雄君）　いろいろ御質問もあろうと思いますが、ちょうど十二時になりましたので、暫時休憩して、午後一時から始めたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後零時休憩

午後一時二十四分開会

○委員長（中田吉雄君）　それでは午前に引続き、再開いたします。

西田長官は本会議の関係もありますので、大臣のほうに御質問のある方を先にお願いいたします。

○小林武治君　午前中の会合で、ただいま議題になっておる法案がもし成立しない場合には、政府はいかなる処置をとるか、こういうことを御質問したところが、政務次官あるいは自治庁の次長は公職選挙法関係のものは緊急集会の議題にするかもしれんと、こういうことを言われたのでありますが、大臣はその通りであるかどうか、確認していただきたいと思います。

○国務大臣（西田隆男君）　お答えします。私は選挙期日等の特例に関する法律案はきわめて事務的な規定と考えますし、通していただけないということは考えておりませんので、ぜひ通していただきたいと、かように考えております。事務局の方からは万一の場合は参議院の緊急集会という話も出ておりましたけれども、私自身としましては、そういうことをしないで、今回ぜひ通していただきたいとかように考えております。

○小林武治君　承わりますれば、選挙期日の問題については、万一通らん場合には緊急集会の議題になし得ないと、こういう解釈をとっておるようにも聞いておりまするが、この公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案については、選挙区の関係上どうしてもその必要があるということで、漏れ承わるところによれば、さような問題については政府部内でも協議をされたと、こういうふうなことを聞きまするが、私どもはかような問題について、いわゆる軽々しく参議院の緊急集会を求めるというような言辞を弄されることはきわめて私は不愉快に思っておるのでありまするが、さような事実があったかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣（西田隆男君）　閣議の席で公式にそういうお話は出ておりません。非公式には一二の人からそうしてもいいのではないかという話は受けました。しかし私はそういうことはすべきではないという考え方を持っておりますので、それを私は否定いたしておる次第でございまして、決して政府部内でそういうことを正式の議題として取り上げたことはございません。

○小林武治君　そういうことであればけっこうでありますが、私どもは緊急集会の性質からいうてもかような軽易な事務的な問題を、しかも解散等にかけて、政府の都合で解散するために、緊急集会をこれがために求めなければならんというようなことは妥当を欠くと、かように考えておりまするので、大臣がただいま言われるようなことであればけっこうであると思うのですが、緊急集会の性質上さようなことを軽々に言われることは妥当でないということを、あらためて申しておきたいと思います。

なお次に大臣に伺っておきたいのでありまするが、この選挙期日の法案が通れば、一月二十五日以降早期辞職をしても繰り上げ選挙はできない、こういう規定になっておるので、この点は私はけっこうだと思うのでありますが、前回の地方行政委員会の席上におきましても、繰り上げ選挙等は政府としても好ましくない、こういうことを官房長官が言明されておるのでありまするが、その言明にもかかわらず、自来ひんぴんとして繰り上げ選挙が行われている。これは私は政治的にも道義的にもきわめて遺憾なことと思うのであって、これは公職選挙法が自治法のいわゆる盲点を突いたものと思うのでありまして、かようなものをそのままに放置するということは私は適当でない、こういうふうに思うのでありまするが、今後かような盲点を是正するという意味で、自分が選挙に有利な立場をとるために繰り上げ選挙をするというようなことはいけないということについての何らかの立法的の措置をとる必要がある、こういうふうに思うのでありますが、その点についての大臣の考えを承わりたい。

○国務大臣（西田隆男君）　小林委員の今のお話は全く同感でございます。しかし民主主義のこの発展段階におきまして、大ぜいの候補者の中に、自分の選挙を有利にするためにするという人があるということは誠に遺憾でございますけれども、これは立候補をされる人が本当にお考えになったら、そういうことは大体されなくなるのがほんとうだと私は考えております。従ってもしこういうことが今後も続発するということであれば、政府としましても何らかの立法措置によってそういうことを禁止しなければならぬという考え方は持っておりますけれども、いま直ちに公職選挙法そのものを変えるということは考えておりません。

○小林武治君　これは御承知のように前回政府は官房長官談話まで発表されておるのに、その後これらの談話には何ら顧慮するところなく、なお繰り上げ選挙が続々として行われているということは事実であります。しかしてこの問題は政府もよろしくない、われわれもよろしくないと思うのでありまするが、適当にこれを禁止しても憲法違反というようなおそれもない、こういうふうに思うから、一般に悪いと思うことをなおあえてするということになると、これは立法でもって何か始末する以外にないと思うのであります。私は今後の予防手段としてかようなことのないようにいたしておく必要がある、こういうふうに思います。私はただいますぐどうこうということじゃございませんので、今後の立法論としてさような考えをする必要があると思うので

ありますが、その点はいかがでございましょうか。

○国務大臣（西田隆男君）　これは少し私の個人の意見にかかると思いますが、今回の衆議院の選挙並びに地方自治団体の選挙等、すべての選挙を通じて非常に重大な選挙でありますし、政府としましても金額はわずか五千万でありますが、今までかつてないような予備費から支出をいたしまして、公明選挙を徹底的にやりたいという考えでもって推進していきたい。従って今回行われます衆議院の選挙、地方自治団体の選挙を通じて、これがほんとうに日本国民の意思が公平にもし結論として出されますならば、自分の選挙のために任期のこないのにやめてしまうということは、どんな結果になるかということは、私はおそらく国民の批判のもとに公正な結論が出てくると考えております。もし当選することができないような事態が次々に起ってきました場合には、任期前にやめて立候補するということはなくなるんじゃないか、なくしてもらいたい。どうしてもいけない。国民の方にも自覚して頂けないし、なお自分のために任期がこないのにやめる人が次々と出てくるようなことがあれば、小林さんのおっしゃるように、立法措置をしなければならない、かように考えますので、今回の選挙の間だけは選挙の結論がそういうふうに出るように国民全体、政府みんな協力してやりたいと思いますので、この程度で一つ御了承願いたいと思います。

○小林武治君　次に、この法律案の内容の問題でありますが、今回の法律案そのものは昭和二十六年の国会の決定とちょうど逆の方法になっておる。これにつきましては、これは内部関係でありますが、自治庁当局は前回のときの通りのものを希望しておる。これを私ども率直に申せば、大臣の意見か、民主党の意見かしりませんが、これをあえて反対にした。この反対にしたことについてはどういう特別な理由があってかようなる前回と異なる措置をとらざるを得なかったかということについて、大臣の考え方をお尋ねしたい。

○国務大臣（西田隆男君）　私はかつて地方行政の委員会で、私個人の考え方としては、大きい選挙を先にすべきであるというお答えをしたことがあると覚えておりますが、しかし今回のこの法律案を衆議院に提案するに至りました過程におきまして、私は私の主張を一回も対外に、党の方にも何も表明したことはございません。それはなぜかと申しますと、選挙の期日の統一に関する法律案が通らなければ地方自治団体の選挙が非常に混乱するという考え方から衆議院におきましては百二十数名、参議院においては二十二名しか与党を持っておりません鳩山内閣としまして、かりに私がいかようなことを考えておりましても、それが皆さんの御協力によらない限り通ろうとは考えておりません。従って私は与党の方に対しましては、衆議院、参議院を通じて通る最大公約数の案を一つ衆議院で立案していただきたい、そして地方の自治体の選挙に混乱がこないような方法を考えていただきたい、こういう私は意思表示をしまして、衆議院の与党の方にそう言っちゃ怒られるかもしれませんが、ほとんどまかせっきりにしてしまって、事務当局との連絡をとっていただいて、そうして結果としてこういう法律が衆議院を通過したというのが実情でありますので、私自身の考え方を生かすとか何とかということでこれはできたことでないことを一つ御了承を願います。

○小林武治君　今のことに関連しまして、衆議院の特別委員長はどうしてこういうふうにされたか、一つお話を願いたい。

○衆議院議員（久保田鶴松君）　これは私たちこの法律案を提案いたしますのに、大体まあ常識といたしまして、大きな選挙から順々にやっていくということ、あわせて各党ともにいろいろそういう意見がございまして、私たちは民主主義の線に沿うその行き方というようなことから各党の意見等もいれられまして、こういうようなことになったことを御了解願いたいと思います。

○委員長（中田吉雄君）　ちょっと待って下さい、大臣が本会議がありますので、大臣の人だけ、関連する質問だけ先にやっていきますから。

○伊能芳雄君　自治庁長官は政府として、政府を代表してこの案が一番いいというふうにお考えですか。

○国務大臣（西田隆男君）　政府を代表するということは何かと思いますが、私自身はさっき申しましたように、大きい選挙から先にやるほうがよろしい、私は選挙が大きくなればなるほど候補者に対する有権者の認識がぼやけてくる、従ってそのほやけてくる選挙から先にやってそれに注意を集中させて、よく候補者を知らしめた上で投票することは、いわゆる選挙権を最も有効に使う方法である。小さい選挙になると、候補者を周知徹底せしめることに多少の弊害がありましても、小さければ小さいほど宣伝しなくてもどうもしなくても、知ろうと思えば知り得る範囲に候補者がおるのでございますから、私個人としては大きい選挙から先にやるほうがよろしい、かように考えております。

○伊能芳雄君　こういう事務的な議案はまあどっちでも理由がつくような議案であるので、内閣が提出するのが適当であるというふうに暮には言っておったのですが、そのことはあなたに直接伝わっておったか、この委員会で伝わったかどうかは記憶しておりませんが、少くとも事務当局が出ておる所でそういう意見が出ておったということは御承知であったかどうか。

○国務大臣（西田隆男君）　内閣提案として出すか出さんかという問題は、さっき小林委員の御質問にお答えした通りでありますが、さっき私が申しましたように、何しろ与党の非常に少い内閣なものですから、むしろこの前のこの提案も衆議院のやはり委員長の方からの提案でこの法律ができておりますし、今度政府から出すとすれば、特に政府から出さなければならないという理由がなければならぬと思いますので、そう簡単に考えなくてもこの法律ができることによって――特例でありますし、公職選挙法の改正でもやるということになればこれはまた別問題と考えますので、そういうふうに考えまして、あえて政府提案としなくて、この前のように衆議院の委員長提案にしていただくように私どもの方からお願いしたようなわけで、どうぞ御了承願いたいと思います。

○伊能芳雄君　そこで、この問題をできるだけ暮の自然休会内に解決したいということは、私ども希望としてかなり強く打ち出しておった。そのときも政府の提案としてできるほど事務当局で準備ができておった。であるからぜひ自然休会になる前に提案するようにという希望を出した。そのことは同時に先ほど小林委員からの質問がありましたように、一つには今年の四月選挙を目ざして事前に自分の有利な時期にやめるという知事があっちこっちに出ておりますので、その方を幾らかでも抑える、これは自治庁長官自身も政治的に、あるいは道義的に適切でないと言われるそのことをも多少予防できるというような考えがあって、われわれは非常に提案されることを希望し、また促進しておったのですが、ついにそのことにならずにして今日に至った。その間もう数人の人が事前に辞職して早期選挙をやっておるというようなことになってしまってまことに残念に思う。今になってそれを言っても仕方ありませんが、先ほど小林委員が言いましたような、こういうふうに自治庁長官というような政府を代表した意見が新聞に載っても、一向それが取り上げられないで、どんどんそういう人が出てくるということは、まことに残念に思うのであります。それをやはり選挙民がだんだん目ざめてくるまであなたが待とうとするのか、あるいはそれでは適当でないから何らかの法的措置を講ずべきであると考えるのか、この点について御意見を伺いたい。

○国務大臣（西田隆男君）　決して気長に十年も二十年も待つという意味じゃございません。今回の選挙が終ってもなおそういうことが行われるというこ

ことになれば、法的の措置を講じなければならぬと考えております。しかしさっきも申しますように、今回行われます衆議院の総選挙並びに地方選挙というものは、日本の将来に対しまして非常に重大な選挙であると思う。特に私はそう考えております。この選挙の結果を見まして、その後続くということであれば、それは法的な措置をしたい、かように考えております。

○加瀬完君　今伊能委員の前に小林委員から質問されたことに関連するのでありますが、特に府県知事などが再選、三選をねらって、はや辞職をして再立候補するということについて今いろいろ質問があったのでありますが、この今議題になっております法律の附則の二項と、それから第一条の二項と、これらの内容を検討してみますると、附則の二項というものの内容を第一条の二項のような性格に含ませてしまえば、今言ったような問題はある程度解決できておることになるのじゃないか、何ゆえにこの附則の二項だけを特別に生かして、それで第一条の二項というものの内容に今問題になっておるような点を全然含ませなかったか、これに対する長官の御見解はいかがでございますか。

○衆議院法制局参事（三浦巍男君）　私から……。法律は原則といたしまして遡及しない建前に立っておりますので、附則の二項に書いてございまするような、すでにこの法律の施行前にもう告示をしてあるようなものにつきましては、やはりその事態を尊重していくという一般原則に照らしまして選挙を行う、この方がよかろうというような考え方でございまして、大体選挙法その他、まあこういう一連のものにつきましては、附則の二項のような場合につきましては、こういうような措置をとっておるわけでございます。従いまして、御意見は一条の二項の方に入れておったらどうかというようなことでございまするが、そういう建前に沿いましてこの案を作りましたので、この点は御了承おきを願いたいと思います。

○加瀬完君　大体そう言うだろうと思ったのですがね、それじゃ法律不遡及の原則というものをとるならば、こういう特例法が基本法の性格を曲げるという、そういうまた法律の原則というものにそむいてもならないはずです。一条の二項というものは非常にこれは地方自治体にとれば空白な時期というものを生じて、地方行政上支障をきたすことは歴然なんです。しかしながら選挙という一つの便宜のために、あるいは実利のためにこういう方法をとるというならば、現に再立候補するために現実にたくさん問題の山積みしている行政措置というものを一切放擲して辞職をする、そういう方法を防ぐことの方がはるかに地方自治法の性格からも、あるいは地方自治体の選挙の性格からも当然なことなので、その法律の精神を生かすというためにももっとこういう便宜的な方法、以上に中心というものが置かれなければならない。法制局としての見解はまあそれでもわかるかもしれませんけれども、これだけ世論も批判を浴びせておる再選三選のための御都合主義の辞職問題、再立候補ということについてこういう法律の改正が行われるならば、この中に当然含ませるべきであると思うのですが、政府としては附則の二項のようなものを特に設けて、第一条の二項のような不都合をも忍んで再選三選を相変らず許していくということになりますると、今までの長官の私どもが拝聴をいたしております御見解とは、はなはだこの法律は政府の意思というものが一つも出ていないように思われる。その点についてはいかがでございますか、長官に伺います。

○国務大臣（西田隆男君）　今のお尋ねの問題はさっきから何回もお答えした通りでございますが、私は禁止することが悪いというのではなくて、そういうことのないように自然に――自然といえば、また長く待つのかとおっしゃいますけれども、そういう意味でなくて、そういう長くかからずにその目的が自然に達成されることの方が望ましいことであって、どうしてもそれが不可能であるということになれば、これは公職選挙法でも改正してそういうことにしなければならぬと考えておりますけれども、とにかく先ほど申しましたように、今度の選挙は今までの選挙と違って、一大転換機にある日本の重要な選挙でございますから、この選挙を通じて一つ国民全体の選挙というものに対する考え方を正しい方向に持っていくことができましたならば、私はそう立法しないでもその目的の達成が必ずしも不可能ではないと、こういうふうに考えております。今後なお引続きそういう事態が発生するとすれば、これはもうやむを得ませんから、法律で規制をするということは政治としては愚の愚なんですけれども、それでもやむを得ないからあの公職選挙法の改正をやって、そういうことをはっきりさせる必要があると考えておりますので、その点御了承願います。

○秋山長造君　そういう御議論を長官が持っておられるならば、せめて自由党だとか、社会党だとか、他党の候補者を束縛するということはできぬでしょうけれども、せめて与党である民主党、あるいは民主党系の知事だけでも、こういう繰り上げ辞職で繰り上げ選挙というようなことを自粛すべきだと思うのです。にもかかわらず昨年の暮から今日まで民主党、あるいは民主党系の知事の方々がどんどん辞職して、そうして早手廻しに対立候補の準備が整わない間に再選、三選をねらっておる例が全国的に相当ある。そういうことについて自治庁長官は、ただここで口で抽象的に自覚を待つとかなんとかいうことでなしに、自分から、与党から始められたらどうですか、それが一番いい抑制策だと思う。

○国務大臣（西田隆男君）　私は与党の総裁でも、幹事長でも、総務会長でもなく全くの陣がさでして、与党内から立候補するものをやめさせるという権利は持っておりませんけれども、今あなたが言われたのは山梨県知事だと思っておりますが、私はああいう事態はまことに遺憾なことだと思っております。しかし権力でどうする、こうするというだけの力を持っておらぬので、私自身としては非常に遺憾千万である、かように考えております。

○秋山長造君　陣がさ大臣である、だからそういうことに権限を持っていないというようなことは、これはただのこの場のお茶濁しにすぎぬと思うので、いやしくも一党の、しかも国務大臣になっているような人は、これは総務会長、幹事長とかいうようなものではないにしても、やはり党の指導方針なり何なりということに対しては、これは大いに発言権も持っておられるのが当然なので、それが常識だと思う。ましてこの問題は自治庁長官として今後地方行政をやっていかれる上においても、これは非常に重大な意味を持った問題であるだけに、党内におけるどういう地位であろうとなかろうと、いやしくも民主党が政権を握っておって、しかも民主党の与党の党員をこういう問題について何ら手放しで勝手にしておいて、そうして委員会へ出て来られて、こちらからの質問に答えて、そういうことはもう少し自粛にまかしておいて、どうしてもいかねば法律をもって規制するというようなことで、うそぶいておられるのでは、それでは私どもは自治庁長官、あるいはひいては政府自身がこういう問題についてどれだけの誠意と熱意を持ってやられるのか疑わざるを得ない。私はぜひ一つ、まず言うだけでなしに、政府自身が、あるいは与党自身がそういう問題についてほんとうに模範を示されたいと思う。そうしなくちゃこれは意味ないでしょうよ。ただ抽象的に自覚に待つとか、法律で規制するといっても何もならない、どんどんやってもらわねば……。

○国務大臣（西田隆男君）　まさに理屈はその通りでございます。しかしあなた方も党の運営その他をやっておられると思いますが、なかなかそう理屈通りに一つ一つのことがスムーズに運ばれるということは、これはなかなか考えられぬことでありまして、そうなるべく努力は極力いたしておりますけれども、結論としてあなたの御指摘される

ような結果が現実に現われているということについては、はなはだ遺憾でございますが、その点一つ御了承願います。

○**加瀬完君**　そういう長官の御意思というものが今度の法律案のどういうところに政府としては盛り込もうとなされたか。その御努力の経過並びにそれを盛り込んである個所、その点について御説明いただきたいと思います。

○**説明員（兼子秀夫君）**　地方選挙の――同時選挙と申しますか、本来四つの選挙をできるだけ同時に行いまして、選挙の経済に資する、他方地方自治の意識を高めるということを考えておったのでございますが、どういうふうにするかという問題は別にいたしまして、期日を統一いたしたいということが政府といたしましても考えておった主要な点でございます。なお、先ほど来お話の出ました、任期中にやめて立候補するというような問題につきましては、前回の期日統一の法律と同様に、今回もこの法律が通りますれば、その施行の日から――前回の法律は施行の日からとなっておりましたが、今回の法律案では、附則の一項で一月二十五日から施行ということにいたしておりますので、それから以後はやめても選挙は行なわれない。そのような規定の間接の効果によってやめる人はなくなるだろうということが出ておるのでございます。

○**加瀬完君**　西田長官に質問をしたのに対して選挙部長が答えており、私の質問とは少し違いますので、そういうことはこの前の法律と今度の法律案と見ればわかる。そこでだ、西田長官が今おっしゃられたような、長官としてもあるいは政府としても、再選三選というもののための都合的な退職あるいは都合的な選挙、こういったものを防ごうとする御意思を今度の法律案のどこに具体的に盛ろうとなされたか。また盛られておるか。盛られておる内容について選挙部長がお答えになるのは差支えございませんが、（「議員提出だよ」と呼ぶものあり）議員提出であっても、自治庁の、あるいは長官の御意思を盛ろうと努力されたか、その経過を伺っておる。

○**国務大臣（西田隆男君）**　今選挙部長が説明しましたように、今までは施行の日からでございましたけれども、今度は一月二十五日からで、そういう点に特例がございまして、法律案の提案の期間等の関係もございまして、これが早くできればよかったと思いますけれども、今日になりましては、一月二十五日からこの法律が効力を発生するという点に多少の含みが現われておる、この程度に御解釈していただきたい。それ以上のことはこの法律案のどこにも現われていないことは事実でございます。

○**森下政一君**　私は長官に希望的な意見を申し上げて私の質問にかえたいと思います。地方長官が任期前に突如として辞任をして、そうして次の選挙に立候補しているのが先刻来の問題になっているようですが、もし一般に予想されておるように、相手方の候補者の準備の十分でないのをねらって、自分に有利な選挙を展開するためにそういうことをやるのだとすれば、これはもう鳩山内閣の主張しておる公明選挙を乱る何より大きなものだと思う。ことに西田長官自身も個人的には、はなはだ遺憾だということを表明しておられる。実は西田長官の言われるように、選挙民も自覚するというふうなことによって、あるいは候補者も自覚するというふうなことによって漸次そういうことがなくなるのが望ましいかもしらん。それはおっしゃる通りなんです。だけれども、それは理想であって、それを期待しておったんでは、私はこの不公明なやり方というものはおそらく今後これを絶滅することはできぬと思いますので、民主党のどういう地位にあられるとか何とかいうことは別問題で、いやしくも自治庁長官であることは間違いないのですから、あなたがこれは遺憾な傾向だとお考えになられる限りにおいては、近くそういうことの行われないように、将来にその禍根を残さないような法的措置を進めてからお諮り下さるようなことを私は衷心から希望してやみません。お尋ねするよりは希望を申し上げて、そうしてそういうことのないように一つやってもらいたいと思います。私の長官に対する何はこれでもう終ります。

それではもう一つお尋ねしたいのですが、二十六年に行われた地方選挙とはちょっと逆になって、府県会が先になる、知事の選挙が先になるということであるようですが、特に五大市に限って府県と同時に選挙を行うようなことに扱われるようでありまするが、考えようによりましては、私は五大市ではこの地方選挙には非常な混乱が起るのではないかということを憂えるのであります。五大市は同時に行うということによって何か特別な恩典に浴してでもおるかのような印象を受けるおそれがあると思うのですが、実際問題としては、実は非常な混乱が起るのじゃないかということを考えるのですが、五大市側からこういうことについて衆議院の提案者側にそういうふうな申し出があるとか、あるいはこういうふうな法律が衆議院で可決されるということについて非常に満足の意を表しておるという事実があるのでしょうか。私はなぜ五大市を府県と同一に扱うのか、そのほんとうの意味がちょっととりかねておるのですが、その辺御説明いただければけっこうだと思います。

○**衆議院議員（久保田鶴松君）**　提案者側といたしましてお答えいたしますが、五大市を都道府県と同一に行うということにつきましては、いろいろ意見もございました。ところが、お尋ねになりましたように、それでは府県側から、あるいは五大市から特別にそういうふうな陳情等でもあったのかというふうなこともお尋ねにあったと思いますが、さようなことはございません。私たちはできるだけ、さきにも小林さんのお問いに対しまして答えましたように、大きな選挙から先に片付けていくというような方法をと思っておりまして、そこで都道府県、それから市町村というふうな順序を考えておりましたが、委員の方々の中からも特に五大市を入れるべきである、こういうふうな意見がございました。ところが、その五大市の中で大体三つの市はもう選挙が行われておりますので、残っておりますのは、神奈川県と大阪、この二つの府県でございますので、そこでこの二つの府県の中の市において行われる選挙ということであるならば、これは何とかなるのではないかというふうな意見もいろいろ委員会の方でも出まして、そこで自治庁の方といろいろお打ち合せをいたしましたところ、市長と知事と県会議員、この三つの選挙を行うということになると、非常に混雑する、それは困るというようなお話もあったのであります。あわせてまたいろいろここには地方のこうした選挙を行う上においては、一部分ではございますが、経費の問題も考えなければならぬ。大体五億から八億の経費の点等もこれは問題になるので、それだけ地方の自治体が費用のかからないようにするようなことも考えて参らなければならないというようなこともこの中に含まれておるし、そういうことからいたしまして、私が提案理由の中で説明申し上げましたように、その中に特に教育委員の補欠選挙等行われますような場合においては、それを行わないようにすることで、この四つの選挙が同時に行い得ると、こういう説明等も聞きまして、衆議院の委員会におきましては、自治庁の方の意見等も聞いた結果、こうしたまとめ方をいたしましたので、その点一つ御了承願いたいと思います。

○**森下政一君**　ただいまの久保田さんの御説明によりますると、選挙費用等もこうすることによって節約ができるというふうなお話でありましたが、これは自治庁の事務当局に聞きたいのですが、今のお話によると、五大都市というのは、大阪市と横浜市だというふうに受け取ったのであります。選挙の費用が実際にそれによって節約できるというようなことがありますか、ちょっと考えると、何日かあとであるとか

前であるとかいうことで別々に行われるということになると、投票箱のごときも私は少くて済むものが、同時に行うことのために投票箱も余計に用意しなければならんというようなことが実際問題として起るのじゃないかということを考える。ことに私は大阪ですが、大阪市会議員なんというのは、各行政区ごとにおびただしい数の候補者が立つ、そこへ府県会議員ということになってくると、候補者の識別ということだけでも大変な問題で、非常な混乱が予想されやせぬかということを私は懸念する。何かその実質的にこうすることによって著しく選挙費用が節約できて、大局からみてこの方がよろしいというふうな事務当局としての御見解がありますか、御説明いただきたいのです。

○伊能芳雄君　その前にちょっと関連して。今森下委員から費用の点御質問がありましたが、四つの選挙を別々に行なったら幾らかかるか、それから二つずつに分けた場合に、機関別にするのと団体別にするのとで幾らになるか、今度のような府県と市町村に分けたけれども、五大都市を府県の側にくっつけたというようなやり方でやった場合に幾らかかるか、それを逐次説明願いたい。

○松岡平市君　ちょっと委員長、私も関連して。もし一緒にやって選挙費用が節約できるならば、五大都市に限らない、ほかの市町村も一緒にやった方がこれは非常にたくさんあるのだから、さらに選挙費用は全国的に節約できるのだから、五大市だけやらずに、よその市町村も一緒にやらせるようにしなければならぬことに理論的になると思いますが、そういう矛盾をどういうふうに考えておられるか、それもあわせてお答え願いたい。選挙費用の節約になるというならば、しいて五大都市だけを節約させる必要はない。

○説明員（兼子秀夫君）　選挙の経費につきましては、大体衆議院の経費と地方の選挙の経費と若干の相違はありますが、同じ程度かかるのであります。本来地方選挙は、長と議員とそれぞれございますので、本来四つ別にやれば四つ選挙が行われるわけでございます。そういたしますれば、これは有権者は、二度、少くとも一つの団体について二度投票に行かなければならんという何と申しますか、わずらわしさはございますけれども、選挙の間違い等は避けられるということでございます。でわれわれといたしましては、少くともこの二つずつに作ろうということを考えておりまして、団体別に長と議員と選挙をするということでありますれば、やはり全国の計算におきましては五億程度節約できる、三十五億のものが三十億程度に、五億ばかり節約になる。財政計画上そのような計算をしたのでございます。しかしながらその後地方団体の町村合併あるいは辞職等の関係によりまして、選挙の期日がばらばらになって参っております。適用を受けます団体は相当減ってきております。その計画からみますと、約七割方、二十五億程度に相なるわけでございます。でございますから、二十五億から若干同時選挙をやることによって減らし得るということは言えるわけでございます。お尋ねの四つの選挙を同時にやった場合、経費が節約になるかという問題でございますが、これは投票箱等の設備から行きまして、やはり足りませんところはそのような設備を増設しなければならぬということで、その面におきましては経費がふえるわけでございます。立会人その他の、四つの選挙を同時にやりますれば、そのほうの人件費は節約できるということが言えるわけでありまして、個々の計算をいたさなければはっきりしたことは申し上げかねますが、本来二つずつの同時選挙よりも、五大市に関しましては四つの選挙が考えられるわけでありまして、その場合には若干の経費の増、計算いたしますと約五千万ぐらい余計かかるんじゃないか。でございますので、本来二つずつの同時選挙にいたしますものよりも、その面におきましてはごくわずかでございますが、余計かかるような計算に相なります。これは団体別の計算をいたしたのでありますが、それから機関別、長と長にいたしますと、約一五％ぐらい余計かかる。と申しますのは、団体で長の選挙と議員の選挙を別々にそれぞれやりますから、二つの同時選挙に組みましても、約一五％余計にかかる計算になって参ります。でありますので、初めの数字から申しますと、三十億――当初全部の町村が該当するものといたしますれば三十億程度見込んだのでございますが、これは団体別、府県なら府県、市町村、長と議員を一緒にやる選挙の計算をいたしたのであります。機関別にいたしますと、それの一五％増しという計算が実際の計算をいたしたします場合に出ておる次第でございます。

○小林武治君　ただいまの問題でありますが、私は今度のこの法案はむしろ悪法だと、こういうふうに思っております。殊に五大市を同時選挙するということは、選挙はできるだけ簡明にしなければならぬ、こういう趣旨からいっても四つの選挙を今の選挙民にしいるということは、選挙に混乱を来たすということはもう明らかな事実である。従って私はかようなことに政府が同意するというのもきわめて不可解に思うのでありますが、自治庁当局はこれについて何らかの意思表示をされたかどうか、どうしてこれを困ると、あなた方の事務的の立場から意見があったなら、もっと強く言わなかったか、こういうことをお聞きしておきたい。

○説明員（鈴木俊一君）　今回の衆議院の御提案の選挙期日の臨時特例に関する法律案につきましては、自治庁といたしましては、団体別に選挙を行なってもらうことが望ましい。府県を先にするか市町村を先にするかにつきましては、従来の先例、また理論上の意見等いろいろございましたが、先ほど大臣も申し上げましたように、団体別にとにかく選挙を行うことが望ましい。こういうことを第一義的に考えておったわけでございます。ところが衆議院の御審議の状況をいろいろ拝見をいたしておりますというと、いろいろの御意見がございまして、なかなか御意見の調整が困難のように見受けておったのでございますが、最後的に先ほど久保田委員長から御説明のございましたように、この案のような形ならば、多数によって意見の一致を見る、こういうような事態になっておりまして、私どもといたしましても事務的に考えて、もしこのようなことが執行が困難であるということならば、これはいかがいたしましても、ごかんべんを願わなければならなかったわけでございますが、過去の事例におきまして、最大五つの選挙を一緒にやったというような例もございますし、また現在この二つの選挙を一緒にやるといたしましても、たとえば都道府県の教育委員会の委員が一人辞職をしたというような事態が起っておりまする場合におきましては、二つの選挙にあわせてさらにいま一つやる、すなわち三つやるということが現行法上当然に出て参っておりまするし、さらに市の教育委員もやめておるというような場合におきましては、この法律によりましても四つの選挙が行われ得る可能性があるわけでございます。そういうようなこともございまするので、先ほど御指摘のように、これによって投票箱を増設しなければならんというような所もあるわけでございまするけれども、しかしその区域は、この御案によりまするというと、五大市の区域だけであり、しかも神奈川県の横浜市と大阪市の区域において四つの選挙が行われる。京都は知事、市長の選挙が済んでおりますから、これは二つの選挙で原則と変りがないわけでございまするし、名古屋と神戸だけが知事選挙が終っておりまするので、これは三つの選挙が行われる。こういうようなことになりまするので、まあ総体を見渡して参りまするというと、どうにかやって行ける。ことに戦前と違いまして、年々選挙に関する仕事は経験を積んで参ってきておりまするので、どうやら処理できるのではないか、こういう考え方で、ただ条件といたしまして、現行の選挙制度の上で四つの選挙をいまのような形で施行いたしまするために、もし困難な事態が生じました場合には困るということから、特にお願いを申し上げまして、政令に所要の委任規定を入れていただく、すなわち、第七条にこの法律の規定によって五大市の選挙、「又はその市の区域を包括する都道府県の選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定をすることができる。」この必要はもうないと考えておりまするが、四つの選挙を施行いたしますために特別の措置が必要であるとするならば、これを念のために入れて

おいていただくということと、それから第六条に、一般の府県におきましては、先ほど申上げましたように、教育委員の選挙の関係で、四つあるいは三つの選挙が行われる可能性があるわけでございますが、この五大市の区域においてはもしそういうようなことがありますと、五つ、六つと、こういうことになりますので、ここではもう教育委員が仮にやめましても同時選挙はやらない、こういうことを六条に書いておりまして、最大四つにとどめる、こういうことになっておりますので、まあ事務的には関係の府県、市の選挙管理委員会、あるいは区の選挙管理委員会に格別に御努力を願いまして、やっていけるものというふうに考えました末、この衆議院の多数の御案に対しまして、事務当局といたしましても、次善の案としてこれでも統一をしてやった方がよろしい、こういう結論に達したような次第であります。

○小林武治君　衆議院の方へお聞きいたしますが、なぜこれを一緒にやらなければならないかという特別な理由でもおありになったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員（久保田鶴松君）　これを一緒にやらなければならぬという特別な理由はございません。小林さんも御承知の通り、この法案をこれは衆議院の方では委員会提出というようなことになりまして、これが委員会提出でございますから、委員長提出というようなことでこうしてやっておるわけでございます。そこでまあ衆議院の方でもいろいろまとめますのに相当苦労したのであります。どうしてもこういうようなことでまとめなければまとまらないような事情になりましたので、多数でこういうようなことにまとまりましたから、一つ御了解願いたいと思います。別に特別な理由はございません。

○伊能芳雄君　期限が五月二十日になっておるのは、これは何か理由があったのですか。別に大した理由はないのですか。五月二十日までに任期がくるということ、この五月二十日という期限ですね。

○説明員（兼子秀夫君）　五月二十日まで期間をいたしましたのは、前回の知事選挙で決選投票の制度がございまして、五月十八日だったと思いますが、それが任期になっております。でございますので、五月二十日ということにいたしたのであります。

○伊能芳雄君　やはり今回もそういうような問題があるのですか、ただ数字をそのまま持ってきたのですか。今回の場合。

○説明員（兼子秀夫君）　現在の選挙法では、決選投票の規定がございませんので、この次からはそういう問題はなくなると思います。

○伊能芳雄君　つまり五月二十日というのは、前回の数字を持ってきただけで、今回は大した理由はない、こういうことなんですか。

○説明員（兼子秀夫君）　そうです。

○伊能芳雄君　それなら五月三十一日とやった方がいいんじゃないですか。（笑声）

○加瀬完君　この二条の内容を特に適用外として、それから六条の教育委員会の再選挙または補欠選挙というものを除いた、これはどういう理由ですか。

○衆議院法制局参事（三浦義男君）　この二条の問題は、いわゆる本来の市町村の議員と長の選挙の問題でございまするので、大体この法案自体が地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の特例ということに一応問題を限定いたしまして、この四つの選挙だけについて考えているのでございます。従いまして、市町村の長と議員、都道府県の長と議員の選挙の特例をこの法律できめよう、こういうことが骨子でありまするので、そのつもりでこの法案ができております。するが、教育委員の選挙につきましては、ほかの選挙が行われる場合におきましては、それにあわせて教育委員の選挙も行い得るという公職選挙法の規定がございまするので、その場合には地方の議員、長の選挙にかぶさって教育委員の選挙が加わって参りまするので、その場合にあまりに選挙が重なりすぎると、執行上困難を来たすような場合があっては困るということが趣旨で六条の規定を設けたわけでございます。

○加瀬完君　教育委員の選挙だけ加わると困る。そうして今、小林委員その他の委員からの御指摘がありましたように、五大市のうち統一選挙をやると非常に混乱を生ずるんじゃないかということを言われているにもかかわらず、それだけが同時選挙をやるということでは、結局教育委員会の性格なり、教育委員というものを軽視したやり方だというような見方も、一方別な立場で見れば見られることになるんじゃないか、この点どうですか。

○衆議院法制局参事（三浦義男君）　その点ごもっともな御意見だと思いまするが、現在の公職選挙法によりますると、教育委員の選挙を行います場合におきましては、都道府県の六人の定員につきまして、三人以上欠員があった場合に行う、それから市町村につきまして、四人の定員につきまして、二名以上欠員があった場合に行う、こういうことになっておりまするので、その原則に合致した場合におきましては、もちろん教育委員の選挙を行うことは選挙法の命ずるところであります

から当然でありまするが、ここの六条に書いてございまする趣旨は、そういう市町村について二人以上、都道府県について三人以上の欠員がない場合においても、たとえば一人だけの欠員がある場合においても、ほかの地方公共団体の他の選挙、たとえば市町村の議員の選挙等があれば、一人の欠員でもやれる。これの例外規定を第六条は置いたにすぎないわけでございまするから、必ずしも教育委員を軽視したということにはならぬと考えております。

○委員長（中田吉雄君）　ほかに御質問ありませんか。――別に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（中田吉雄君）　御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、それぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見がございましたら、討論中にお述べを願います。

○伊能芳雄君　この法案は、昨年の暮れあたり、お互いに思想統一を本委員会においてやったときと反対の形で出てきましたことにつきましては、私ども必ずしも納得し得ないものがあるのであります。同時に五大都市を府県と一緒に扱うことにつきましても、ただいま聞きますと、何ら理由がないというようなことで、しかも実際はこれは非常に混乱があり、あるいは紛糾を生ずるために、無効投票が著るしく多くなるということは、私はもう目に見えておると思うのです。しかしながら、私どもはここで今修正していくというようなことがありましては、この差し迫った場合に間に合わないことを私どもは非常におそれますので、大局的な立場から、心ならずも賛成いたします。ただここに五大都市の場合におきましては、自治庁といたしましては、この混乱並びに無効投票の出ないことに最善の努力をして、指導、そうしてサービスをしてもらいたいということ、それからこれが四年後にこういう問題が必ず起るのでありますから、自治庁の事務当局といたしましては、この団体別にするのがいいか、機関別にするのがいいか、そして又団体はどちらを先にするのがいいかというような得失について、十分研究を積んでおいていただきたいということを特に希望しておきます。

○小林武治君　緑風会といたしましても、本案にはきわめて不満足であるということを申し上げたい。特にこの案はほとんど筋も何もない。ただ妥協による御都合主義で便宜的にできておるにすぎないと、こういうふうにまで極言しても差しつかえないと思うのであります。かような大事な事項が単なる妥協ででき上るということはきわめて遺憾であります。ことに五大都市を一緒にするというようなことは、選挙を簡明にするという趣旨からも、きわめて私は不適当な措置であると思うのでありますが、伊能委員の言われる通り、修正はしたいが、そのために不成立になるおそれがある、その結果は地方選挙をかえって混乱に陥れる、この心配もありますので、この際はやむを得ずこのままわれわれは賛成する。しかしながら、自治庁からも説明がありましたように、この第七条でも活用して、そして五大都市の選挙を何とか混乱に陥らぬように特別の一つ処置をしてもらいたいという希望を付して賛成します。

○委員長（中田吉雄君）　御発言ありませんか。――他に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと

認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中田吉雄君）　御異議ないものと認めます。

それではこれより採決いたします。地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を採決いたします。地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を、衆議院提出案通り可決することに御賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中田吉雄君）　全会一致でございます。よって地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、衆議院提出案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によって、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになっていますが、これは委員長において、本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中田吉雄君）　御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を付することになっていますから、本法案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

伊能　芳雄　　伊能繁次郎
古池　信三　　寺本　廣作
森下　政一　　加瀬　完
秋山　長造　　須藤　五郎
片柳　眞吉　　館　　哲二
小林　武治

○委員長（中田吉雄君）　御署名漏れはございませんか。――署名漏れはないと認めます。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（中田吉雄君）　速記を始めて下さい。

○小林武治君　私はこの際動議を提出いたしたいと思います。決議案の内容をまず朗読いたします。

決議（案）

競輪、オートレース、競艇は地方財政に資することを一つの理由としているが、その実情と現在わが国の置かれている諸条件に鑑み、むしろ廃止を妥当と思料するも、この際の措置としては、政府は少くとも、新設については、これを許可せざる方針を採用すべきものと認める。

右、決議する。

この理由につきましては、特に私が御説明申し上げるまでもないと存じますが、競輪、オートレースその他は、現在社会、思想、その他におきまして各種の弊害を来たしているのであります。従いまして、私どもはこれはむしろ全廃を希望するものでありますが、今まで開設したものとのいろいろの関係もあり、これを直ちに廃止することはいかがかと存じまするので、少くとも政府は、今後は新設は許さないようにしていただきたい、このことを政府に勧告したいと思うのでありまして、その趣旨につきまして皆様の御同意をいただきたいと存じます。

○加瀬完君　私は小林委員の動議に賛成をいたします。

○委員長（中田吉雄君）　それでは成規の賛成がありましたので、本決議案を議題に供します。

○須藤五郎君　ちょっと私この決議案について質問をしたいんですが、この中にも、むしろ全廃を妥当とするということが書いてあるから私は了とするんですが、全廃しろという決議案をもう一歩進めて実際は出してほしいんです。それがこういう程度で妥協をした点でとどまっていることは、私ははなはだ遺憾だと思うのですが、むしろこれが全廃ならば、私はほんとうにもう全幅の賛成をしたいと思うのです。なぜ全廃をしろという決議案が出せないのか、その点が一点。

それからもう一つ、これは新設を許さないということになっているが、それじゃこれまであるものに対してはそれを認めるという立場をとると同時に、これまであるものを保護する立場になりはしないか、逆にですれ、そういう面が出てくるのではないかという心配が私はあるのです。そういう点の御意見を伺いたい。

○小林武治君　むろん私どもも全廃を希望しておるのでありますが、既設のものにつきましては相当の投資をしている。従ってこれらについて不測の損害を与えるということもどうかと思いますし、これらがある期間を経過すればそれぞれ償却もできるであろう。従ってその際を期してわれわれは全廃をいたしたい。また政府におきましても、自治庁等におきましては、これらはむしろやめたいということを前々から言われておりまするので、次の段階において、われわれは適当なときにおいて全廃の決議あるいは勧告をいたしたいかように考えております。

○須藤五郎君　現存のものを保護するという、もう一つ質問してあると思うのです。

○小林武治君　結果的には多少のそういうことが生ずるかもしれません。すなわち地域的にある程度の独占事業にするというふうな結果を招来するかもしれませんが、しかしとにかく廃止することを前提とする以上は、新設を認めないとすることは当然じゃないかというふうに私は考えております。

○須藤五郎君　私たち国会へ来ていっもこう不満に思うのは、こういういいとわかっておりながら、それを即刻廃止する方向にいかないで、何かそこに妥協点を見出しているというような法案なり、決議案がよく出てくることを一番私は不愉快に思っているのです。さきの国会におきまして医薬分業に対する一年三カ月延長という、医薬分業を一年三カ月延ばすというような法案が、非常に中途半端な法案が出た。この法案の結果どういうことが現在起っているかと申しますと、医師十万を擁するところの日本医師会におきましては、会員一人から二千円ずつの献金を出して、十万人の医師から二億円の金を集めて、そしてその二億円の金を今度の選挙の立候補者に、医師会のひもつきの候補者にばらまくというような計画をもって、今日医師会においても金が集められておるというようなことを聞いている。また現在やられております、これは……。医者から聞くと金を集められておると言う。こういうことはさきの国会において一年三カ月あれを延期するというような中途半端な、医者の利益と薬剤師の利益を天びんにかけたような、ああいう法案を国会において不見識に通すから、そういうことの混乱が起って、そうして薬剤師協会は薬剤師協会で運動し、医師協会は医師協会でそういう運動をする、国会に……。そうしてそれを選挙に利用するというような、こういういまわしい結果が起ってくる。こういうことは私は国会としておもしろくない。やはり医薬分業の問題にしましても、国民の立場に立って、今日の社会福祉の状態におきましては医薬分業はすべからずと、そういうはっきりした線を私は国会として出すべきである。一年三カ月延ばしたら、それであとはまたそのときだという、そういうなま殺しのような、変な両方をつるような状態の法案などというものは国会として私は通すべき性質のものじゃないと、そういうふうに考える。これにおきましてもそういう――全く一緒だとは申しませんが、何か私は不明朗な感しがいたして仕方がないのです。ですから国民の立場から、国家百年の計の立場から、競輪とオートレースがいけないということがはっきり国会の諸君に認識されたならば、こういうものは即刻禁止すべき性質のものだと私は思うのです。何もそれに幾ら投資してあるから、その投資が返るまでというそんなばかな、けちな根性を起さずに、むしろそれに投資しているなら国家がそれを補償すればいいし、わずかな投資を取り戻すために、その長い間に国民がどれだけのマイナスの面を受けるかわからないということ、これは悪いということがわかったならば、それを即刻停止するということが国会議員としての任務じゃないかと私はそう考えるのです。どうでしょうか。

○小林武治君　よくわかりました。

○加瀬完君　私は小林委員のこの提案に賛成をいたすものでありますので、特にこの際政府に伺いたいのでありますが、先ほど政府はその声明におきまして、競馬、競輪等の平日開催の禁止というふうなことを声高くうたっておるのでありますが、そういう政府の御見解からすれば、当然この決議には政府も同意するだろうと思いますが、あらためて今後の新設あるいは拡充、そういったような問題に対しましての政府の御態度はいかがでございましょうか。

○政府委員（安藤巍君）　この御決議を拝読いたしまして、政府の考えております先般閣議においていろいろ申し合せが行われました御趣旨の線にも沿っておるものと存じております。もし御決議が成立いたしました場合においては、なるべく院議に沿うように努力いたしてみたいと、かように存じております。

○委員長（中田吉雄君）　ほかにありませんか。

只今小林君の御説明された案文を当委員会の決議として、これを政府に提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり」

○委員長（中田吉雄君）　それでは採決いたしましょう。賛成の方は挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長（中田吉雄君）　多数です。

それでは小林君の提案されました決議案は可決されましたので、さよう取り計らうことにいたします。

○伊能芳雄君　自治庁当局に特に希望しておきたいのですが、総選挙後の特別国会に自治法の改正を当然問題にしなければならない。今まで地方制度調査会というものが盛んにいろいろ研究してくれていますが、この大きな道州制だとか、そういうような問題はそんなにすぐ結論が出るとは思えない。ところが一面にはどんどん赤字が累積していくという傾向について、いろいろな研究もしなければなりませんが、地方庁のむだ使いをするという点についてはまだ相当抑える余地があるだろうと思う。そこで議会のほうの問題についても今度国会法の改正がありましたから、これに即応した地方議会の改正ということは当然考えなくちゃならない。その他前々からわれわれ委員からいろいろな注文、希望を出しておりますそういうものを十分研究してまとめておいてもらって、政府が特に提案しなければ、われわれの議員提出でやるということも考えたいと思うので、そういったような研究の資料を整えてもらいたいということを特にお願いしておきます。

○委員長（中田吉雄君）　それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十九分散会

一月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方財政再建整備促進法制定等に関する請願（第九一号）
一、奄美群島復興予算に関する請願（第九二号）
一、選挙違反の連座制強化に関する請願（第九五号）
一、乳牛貸付事業の起債承認に関する請願（第一〇五号）
一、消防施設強化促進法中一部改正に関する請願（第一一六号）
一、昭和二十八年度地方財政赤字処理に関する請願（第一六〇号）
一、府県警察諸施設の財源措置に関する請願（第一六一号）
一、昭和二十九年度地方財政計画改訂に関する請願（第一六四号）
一、地方財政再建整備促進法制定に関する請願（第一六六号）
一、地方財政確立に関する陳情（第三二号）
一、地方税制度改革に関する陳情（第二八号）
一、地方制度改革に関する陳情（第五二号）

第九一号　昭和二十九年十二月十五日受理

地方財政再建整備促進法制定等に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂

紹介議員　西郷吉之助君

地方財政の赤字解消については、自主的努力を続けるとともに、これが根本的再建に関して政府の抜本的措置を要望してきたが、政府は今年度普通交付税において当初財政計画から府県分六十六億を削減決定したので、さきの警察費の不充分な財政措置と相まつて、府県財政は今年度もまた赤字の発生をよぎなくされる実状となつているから、すみやかに地方財政再建整備法の成立を期するはもとより、今年度赤字解消策として特別交付税のわく拡大の特例措置とともに、警察費の補正を実施せられたいとの請願。

第九二号　昭和二十九年十二月十五日受理

奄美群島復興予算に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂

紹介議員　西郷吉之助君

奄美群島は、昭和二十八年十二月二十五日正式に復帰したが、同地域の戦災は沖縄の失陥に伴い悲惨を極め、学校をはじめ公共建築物、一般産業施設のほとんどが壊滅的打撃を受け、しかも終戦後は行政分離が宣せられて、本土との経済交流は杜絶したまま八年間の苦難の日が続いたため、群民の生活は極めて憂慮すべき状況にあるから、奄美群島復興五箇年計画の実施にあたつては、奄美大島の特殊事情を勘考の上計画案による予算措置を講ぜられたいとの請願。

第九五号　昭和二十九年十二月十五日受理

選挙違反の連座制強化に関する請願

請願者　鹿児島市山下町県教育庁社会教育課内鹿児島県婦人連絡協議会内　黒江よね

紹介議員　西郷吉之助君

政界汚濁の根源が選挙の腐敗に存する実情にかんがみ、選挙を公明にしもつて政界の浄化に資するため、いわゆる連座制を強化するよう、公職選挙法の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇五号　昭和二十九年十二月十五日受理

乳牛貸付事業の起債承認に関する請願

請願者　青森県議会議長　中島清助

紹介議員　佐藤　尚武君

青森県においては、農業経営の安定確立のために、有畜農業の普及に努力し、昭和二十七年度から有畜農家創設特別措置法に、もとづいて、無畜農家解消十箇年計画を樹立して、これが実現を推進しつつあるが、本県は冷害常習地帯であり農家経済は困窮の極みにあるのでこの急速な図作対策のために、昭和二十九年度から県有乳牛の現物貸付を行い本県農業の向上を図ることに決定したが乳牛購入資金三千万円は現在の県財政からして県債の発行によるより方途がないから起債を承認されたいとの請願。

第一一六号　昭和二十九年十二月十六日受理

消防施設強化促進法中一部改正に関する請願

請願者　兵庫県龍野市議会議長　浅井博外十三名

紹介議員　内村　清次君

最近公共施設あるいは個人財産等の罹災額は年々累増の傾向を示しているにもかかわらず、消防施設に対する起債の割当額は五十ないし百分の一程度の少額に過ぎず、かつ補助額も僅少のため消防施設の強化はおろか一たん災すればその復旧はきわめて困難な現状にあるから、すみやかに消防施設強化促進法を改正して、消防庁舎、倉庫の改築または新築費を全額起債とすることならびに消防職員、消防団員、協力援助者に対する賞じゆつ金または災害補償給付金を全額国庫負担とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六〇号　昭和二十九年十二月二十二日受理

昭和二十八年度地方財政赤字処理に関する請願

請願者　青森県議会議長　中島清助外七名

紹介議員　佐藤　尚武君

北海道、東北各県は、極力歳出の節減、圧縮に努め、できうる限りの増収を図つて来たのであるが自主財源の貧困により昭和二十八年度末における財政赤字額は、八十億円（内当年度歳入繰上充当額四十二億円）に達する見込であり前途が憂慮されるから根本的財源措置を講ぜられたいとの請願。

第一六一号　昭和二十九年十二月二十二日受理

府県警察諸施設の財源措置に関する請願

請願者　青森県議会議長　中島清助外七名

紹介議員　佐藤　尚武君

府県警察制度の発足に伴う警察費、特に諸施設費の増加は、現在の財源措置では到底賄い得ない状況であるうえに、窮迫せる県財政を益々圧迫することとなるから、府県警察制度の充分な財源措置を講ぜられたいとの請願。

第一六四号　昭和二十九年十二月二十二日受理

昭和二十九年度地方財政計画改訂に関する請願

請願者　青森県議会議長　中島清助外七名

紹介議員　佐藤尚武君

昭和二十九年度地方財政計画は、既定財政規模の一部が是正せられたが、なお不合理な点があり、今後益々地方財政を困難ならしめるものがあるから、すみやかに、昭和二十九年度地方財政計画の改訂方を実施せられたいとの請願。

第一六六号　昭和二十九年十二月二十二日受理

地方財政再建整備促進法制定に関する請願

請願者　青森県議会議長　中島清助外七名

紹介議員　佐藤尚武君

地方財政は、緊縮方針に縛られ、積極的施策を実施する余地がなく、その上やむを得ない義務的経費等の累増により、ますます窮迫の度を加え、現在赤字を生じていない府県は極めてまれとなつている現状であり、特に、自主財源の乏しい北海道、東北各県財政の前途は、暗たんたるものがあるから早急に地方財政再建整備法を制定せられたいとの請願。

第三二号　昭和三十年一月十日受理

地方財政確立に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　宮永盛雄

現下の地方財政窮迫の直接原因は、行政制度の不合理による財政負担が地方財政を圧迫していることは疑の余地がないところであるから、政府はすみやかに府県に対する委任事務等について事務の再配分を行い、国、地方を通ずる行政機構を簡素合理化し、行政規模と財政規模を一致せしめ、もつて地方財政の確立を図られたいとの陳情。

第三八号　昭和三十年一月十日受理

地方税制度改革に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　宮永盛雄

地方財政の歳入総額のうち、地方税のしめる割合は市町村五十一パーセント六であるのに対し、府県は二十九パーセント四にすぎない現状であつて、かくては憲法上保障された地方団体（府県）の自主性は画へいに帰することとなるから、現行の国民租税負担の範囲において国と地方との財源の再配分を行い、もつて府県における自立態勢の強化を図られたいとの陳情。

第五二号　昭和三十年一月十日受理

地方制度改革に関する陳情

陳情者　北海道札幌市議会議長　斉藤忠雄

自治庁は、昭和三十年度地方財政計画の立案に際して、地方財政の自律性を強化し、その運営の健全化を期することを理由に地方行財政制度の改革を提唱しているが、明年度地方財政計画並びにこれら一連の改革措置は、重税に苦しむ現状に眼をふさいで更に増税を敢えてし、経済不況にあえぐ住民をますます困窮させるものであり、とくに地方財源の配分方途を見るに、都道府県の強化に重点をおき、市町村の自主的財源に圧迫を加え、市町村の弱体化を企図するものであつて、まさに、これは地方自治を侵害し、中央権力を強化するものであると断ぜざるを得ないから、かかる措置には絶対反対であると共に、地方自治の基盤をなす市町村の財源確保の体制を樹立するため、（一）市町村の財源を国及び道に委譲しないこと、（二）起債の許可制度を全面的に撤廃すること、（三）国の委任事務については全額国庫負担とすること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

一月二十一日本委員会に左の事件を付託された（予備審査のための付託は同日）

一、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（地方自治法の一部改正）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第二項中「並びに第二百六十条第一項及び第二項」を「及び第二百六十条」に改める。

第百十八条中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

第百二十八条及び第百四十四条中「第二百十条から第二百十二条まで」を「第二百十一条」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第二条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第百九十九条各号に掲げる者（同条但書の規定に該当する場合を除く。）」を「第百九十九条に規定する者」に改める。

（漁業法の一部改正）

第三条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第百三条第一項」を「第百三条第二項若しくは第四項」に改める。

第九十四条中「第十八条第一項、第二項、第四項」を「第十八条（第一項但書を除く。）」に、「第百三十八条」を「第百三十七条の三、第百三十八条、第百四十条の二、第百四十八条の二」に、「第百六十六条、第百六十六条の二」を「第百六十四条の六、第百六十六条」に、「第二百十条、第二百十二条」を「第二百十三条の二、第二百三十五条の二第一号、第二号、第四号」に、「第二百四十三条第一号から第九号まで」を「第二百四十三条第一号、第二号から第九号まで」に、「第二百四十四条」を「第二百四十四条第一号から第五号の三まで、第七号、第八号」に、「第二百五十二条の二及び第二百五十三条第一項」を「第二百五十一条の二第二項及び第二百五十二条の二」に改める。

同条の表中

第六十七条	第六十八条	漁業法第九十一条

を

第六十八条の二	前条	第百十一条第一項

に、

十八条	漁業法第九十一条	その海区漁業調整委員会の会長から
第一項第七号	漁業法第九十一条第七号	方公共団体の議会の議長から

を

第百三条第二項	第九十六条、第九十七条又は第百十二条	漁業法第九十二条第一項又は第九十三条第一項
第百十一条第一項	その地方公共団体の議会の議長から	その海区漁業調整委員会の会長から

に、

第百三十六条	左の各号に掲げる者

を

漁業法第八十七条第三項に掲げる者

村の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第四条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「市若しくは区の区域」を「市区町村の区域」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十八条第一項、第三項及び第四項」を「第十八条（第一項但書を除く。）」に、「第百十一条」を「第百十一条第一項及び第二項」に、「第百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）」を「第百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）」に、「第百三十八条（戸別訪問）」を「第百三十七条の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）、第百三十八条（戸別訪問）、第百四十条の二（連呼行為の禁止）、第百四十八条の二（新聞紙、雑誌の不法利用等の制限）」に、「第百六十三条まで（個人演説会）」を「第百六十三条まで（個人演説会）、第百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止）」に改め、「第百六十六条の二（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）」を削り、「、第二百十条及び第二百十一条第二項」に、「第二百二十三条の二、第二百三十五条の二」を「第二百三十五条の二第一号、第二号及び第四号」に、「第二百四十三条第一号から第九号まで」を「第二百四十三条第一号及び第二号から第九号まで」に、「第二百五十一条第二項、第二百五十二条の二並びに第二百五十三条第一項」を「第二百五十一条の二第二項並びに第二百五十二条の二」に改め、「第二百七十条の二（選挙に関する届出等の時間）」の下に「、第二百七十一条の二（一部無効に因る再選挙の特例）」を加える。

同条の表中

第十七条第一項及び第二項 第十八条第一項	市町村の区域	農業委員会の区域
第十八条第三項	市又は町村の区域	

を

第十七条第一項及び第二項 第十八条	市町村の区域	農業委員会の区域

に、

第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日

を

第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日
第三十三条第三項	地方自治法第七条第六項《市町村の設置の告示》による当該市町村の設置の日	当該農業委員の設置の日

に、

「

第百三十六条	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七条第三項に掲げる者
第百三十七条の三	第二百五十二条	漁業法第九十四条において準用する第二百五十二条

に、

第二百五十一条第一項 第二百五十四条	本章に掲げる罪（第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二及び第二百四十九条の三の罪を除く。）	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十二条第一項	本章に掲げる罪（第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の罪を除く。）	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十、第二百四十二条及び第二百四十五条の罪を除く。）

を

第二百五十一条	本章に掲げる罪（第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条の二及び第二百四十九条の三の罪を除く。）	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十二条第一項	本章に掲げる罪（第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十九条の二及び第二百四十九条の三の罪を除く。）	漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五条の罪を除く。）
第二百五十四条	本章に掲げる罪（第二百四十五条、第二百四十六条第二号から第五号まで及び第六号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九条、第二百四十九条の二並びに第二百四十九条の三の罪を除く。）	

に

改める。

同条に次の一項を加える。

2　公職選挙法第三十三条第三項及び第百十七条の規定は、あらたに海区が定められた場合に準用する。この場合において、同法第三十三条中「地方自治法第七条第六項《市町村の設置の告示》」とあるのは「漁業法第八十四条第二項の公示」と、同法第百十七条中「市町

第六十八条第一項第二号	第八十七条《重複立候補の禁止》、第八十八条《選挙事務関係者の立候補制限》若しくは第八十九条《公務員の立候補制限》	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法第百二条第二項

を

第六十八条第一項第二号	第八十七条《重複立候補の禁止》若しくは第八十八条《選挙事務関係者の立候補制限》	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法第百二条第二項

に、

第百十条第一項第三号第百十三条第一項第五号	六分の一	五分の二

を

第百三条	第九十七条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第九十七条
	第百十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第百十二条

に、

第百十条第一項第三号第百十三条第一項第五号	六分の一	五分の二

を

第百十五条第一項第三号	同一地方公共団体	当該農業委員会

を

第百十五条第一項第三号	同一地方公共団体	当該農業委員会
第百十七条	市町村が設置された場合	農業委員会が設置された場合

に、

第百三十五条	第八十八条《立候補制限を受ける選挙事務関係者》に掲げる者	農業委員会等に関する法律第八条第四項に掲げる者
第百三十七条の三	第二百五十二条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条

に、

第二百五十一条第一項第二百五十四条	本章に掲げる罪（第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六条《選挙運動に関する収入及び支出の規正違反》第二号から第九号まで、第二百四十八条《寄附の制限違反》及び第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪
第二百五十二条第一項	本章に掲げる罪（第二百四十条《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第二百四十二条《選挙事務所設置の届出違反》、第二百四十四条《選挙運動に関する各種制限違反、その二》及び第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十条《選挙事務所の制限違反》及び第二百四十二条《選挙事務所設置の届出違反》の罪を除く。）

を

第二百五十一条	本章に掲げる罪（第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六条《選挙運動に関する収入及び支出の規制違反》第二号から第九号まで、第二百四十八条《寄附の制限違反》、第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》及び第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》の罪を除く。）	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪

（町村合併促進法の一部改正）

第六条　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中『（昭和二十八年法律第二百五十八号）』の下に『、同法第百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項《議員の定数の増加》」とあるのは「地方自治法第九十一条第四項《議員の定数の増加》及び町村合併促進法第九条第二項」と』を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

2　昭和三十年三月一日現在既に公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）による改正前の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「改正前の公職選挙法」という。）又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に関しては、なお従前の例による。

3　改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に関してした行為及び附則第一項本文又は同法但書に規定するこの法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に関する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

5　公職選挙法の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条（地方公共団体の議会の議員の選挙区）」を「第十五条（地方公共団体の議会の議員の選挙区）　第十五条の二（選挙区の選挙期間中の特例）」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（選挙区の選挙期間中の特例）

第十五条の二　衆議院議員の選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において市町村の境界の変更があつても、当該選挙区は、第十三条《衆議院議員の選挙区》第二項但書の規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

2　参議院（地方選出）議員の選挙の期日の公示又は告示がなされた日からその選挙の期日までの間において都道府県の境界の変更があつても、当該選挙区は、第十四条《参議院地方選出議員の選挙区》の規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

3　都道府県の議会の議員の選挙の期日の告示がなされた日からその選挙の期日までの間において郡市の区域の変更（都道府県の境界にわたるものを除く。）があつても、当該選挙区は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

第二百七十一条中「第十五条第二項《都道府県の議会の議員の選挙区》」の下に「及び第十五条の二第三項《選挙区の選挙期間中の特例》」を加える。

第二百五十二条第一項

本章に掲げる罪（第二百四十条《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第二百四十二条《選挙事務所設置の届出違反》、第二百四十四条《選挙運動に関する各種制限違反、その二》、第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》及び第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》の罪を除く。）

農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十二条《選挙事務所の制限違反》及び第二百四十二条《選挙事務所設置の届出違反》の罪を除く。）

に

第二百五十四条

本章に掲げる罪（第二百四十五条《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六条《選挙運動に関する収入及び支出の規制違反》第二号から第九号まで、第二百四十八条《寄附の制限違反》、第二百四十九条《寄附の勧誘、要求等の制限違反》、第二百四十九条の二《公職の候補者等の寄附の制限違反》並びに第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》の罪を除く。）

農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十六章に掲げる罪

改める。

一月二十二日本委員会に左の事件を付託された（予備審査のための付託は同日）

一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（任期満了等による選挙の期日の特例）

第一条　この法律施行の日から昭和三十年五月二十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することが予定されている都道府県及び市町村（特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）において行うべき当該議員

の任期満了による一般選挙又は当該長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市の選挙にあつては昭和三十年四月二十三日、同法第百五十五条第二項の市以外の市（特別区を含む。）及び町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。）の選挙にあつては昭和三十年四月三十日とする。

2　前項の規定により選挙を行うべき地方公共団体の議会の議員又は長について、この法律施行の日からそれぞれ第四条各号に掲げる日の前日までの間に、その議会が解散され若しくは公職選挙法第百十六条第一項の規定に該当するに至つた場合又はその長が欠け若しくは退職を申し出た場合においても、これらの事由により行うべき当該地方公共団体の議会の議員の一般選挙又は長の選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

（選挙の期日の特例除外）

第二条　前条の規定は、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第九条第一項第一号（同法第三十六条又は第三十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用により引き続き在任することとなつたその議会の議員の任期がこの法律施行の日から昭和三十年五月二十日までの間に満了することが予定されている市町村については、適用しない。

2　前条の規定は、地方自治法第七条第六項の規定による告示によりこの法律施行の日から昭和三十年五月二十日までの間にその廃止が予定されている市町村については、適用しない。

3　前条、公職選挙法第三十三条第一項及び第二項並びに同法第三十四条第一項の規定は、地方自治法第七条第六項の規定による告示により第四条第一項第三号から第五号までに掲げる日から昭和三十年五月二十日までの間に町村合併（町村合併促進法第二条第一項に規定する町村合併をいい、同法第三十六条又は第三十七条において町村合併とみなして同法の規定を準用する場合を含む。）により他の市町村の全部若しくは一部の区域を編入し又はその一部の区域が他の市町村に編入されることとなつている市町村におけるこの法律施行の日から昭和三十年五月二十日までの間にその任期が満了することが予定されているその議会の議員の一般選挙又は長の選挙については、適用しない。この場合において当該市町村は、その編入の日から五十日以内に当該議会の議員の一般選挙又は当該長の選挙を行う。

（同時選挙）

第三条　第一条の規定により行われる市町村の長の選挙と市町村の議会の議員の選挙と、都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事の選挙とは、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2　第一条の規定により行われる地方自治法第百五十五条第二項の市の選挙とその市の区域を包括する都道府県の選挙とは、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

（告示の期日）

第四条　第一条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第六項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

一　都道府県知事の選挙にあつては、昭和三十年三月二十九日に

二　都道府県の議会の議員の選挙にあつては、昭和三十年四月三日に

三　地方自治法第百五十五条第二項の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十年四月三日に

四　地方自治法第百五十五条第二項の市以外の市（特別区を含む。）の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十年四月十五日に

五　町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。）の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十年四月二十日に

2　第二条第三項後段の規定により行われる選挙の期日の告示は、公職選挙法第三十三条第六項の規定を準用して行うものとする。

（重複立候補の禁止）

第五条　第一条の規定により行われる選挙における候補者となつた者は、公職選挙法第八十七条第一項及び第三項に該当する場合のほか、当該選挙が行われる区域の全部又は一部を含む区域について第一条の規定により行われる他の選挙における候補者となることもできない。

2　前項の規定により候補者となることができない者は、公職選挙法第八十七条の規定により候補者となることができない者とみなす。

（教育委員との同時選挙の特例）

第六条　地方自治法第百五十五条第二項の市又はその市の区域を包括する都道府県において、第一条の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百十条第三項又は第百十三条第三項の規定により教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙を行うこととなる場合においても、公職選挙法の規定にかかわらず、当該再選挙又は補欠選挙を行わないことができる。

（政令への委任）

第七条　この法律の規定により行う地方自治法第百五十五条第二項の市の選挙又はその市の区域を包括する都道府県の選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定をすることができる。

附　則

1　この法律は、昭和三十年一月二十五日から施行する。

2　第一条の規定は、この法律施行の際既にその選挙の期日を告示してある地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、適用しない。

3　第四条中「第三十三条第六項」とあるのは、昭和三十年三月一日以後においては「第三十三条第八項」と読み替えるものとする。

昭和三十年二月十一日印刷
昭和三十年二月十二日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局